

「北区役所 行政書士無料相談」 Q&A

NO	質問	回答
1	どういった内容が相談できるのか。	自筆による遺言書・遺産分割協議書の作成について相談できます。
2	申込人数は何名までか。 市外(区外)からの申込は可能か。	1日の定員は6名(1人30分)です。 行政書士無料相談の対象者は、神戸市民(市内在住、在学、在勤)の方(法人を除く)です。 北区以外の方も相談は可能です。
3	募集期間・開催日はいつか。定員はあるか。	募集期間は、前回開催日の翌日9時～開催当日の14時です。 開催日は、毎月第1木曜日(祝休日及び年末年始を除く)です。 定員は6名です。
4	先着か、抽選か。 抽選の場合、当落通知は送られてくるのか。いつまでに送られてくるのか。	先着順(6名)です。 申込みについてはインターネットでの申込となります。
5	受付開始(集合)・開場は何時からか。会場内は自由席なのか。入退室は自由か。	受付は、北区役所7階地域協働課①番の窓口で行いますので、予約された相談開始時間の10分前には必ず済ませてください。 会場は、北区役所7階の市民相談室になります。
6	子どもを連れて参加できるか。未就学児は申し込みが必要か。	子ども・未就学児の同伴も可能です。
7	会場までの行き方。駐車場の有無	最寄り駅は、神戸電鉄鈴蘭台駅です。 中央改札口出ですぐの鈴蘭台駅前にあるビル内の北区役所7階になります。 車で来られる方は、近隣の有料駐車場(ビル併設)をご利用ください。
8	持ち物等は持っていく必要があるか。	特に持ち物は不要ですが、相談時間が30分となっていますので、事前に作成された「遺言書」又は「遺産分割協議書」などがあればお持ちください。
9	天候による開催可否	原則、天候による開催中止はありませんが、災害発生時や悪天候等により交通機関が停止した場合は開催を中止する場合があります。
10	その他の問い合わせ・担当所管課について	北区総務部地域協働課 電話:078-593-1111(代)
11	相談時間に遅れそうだ。	相談予約受付時間内に受付を終えていただければ、相談を受けていただく事はできます。ただし相談予約受付時間内での相談となりますので、相談時間は短くなります。
12	事前に行政書士の名前を知りたい。	行政書士のスケジュールの都合により急な変更があることもございますので、事前にお伝えすることはできかねます。相談後であれば、区役所地域協働課へお問い合わせください。
13	以前相談を受けた行政書士と同じ行政書士に相談をしたい。	行政書士は、兵庫県行政書士会からの派遣のため、同じ行政書士が毎回相談を受けるわけではありません。 同じ行政書士に相談したいということであれば、北区役所地域協働課で担当した行政書士の名前を確認し、お客様自身でインターネット等で連絡先をお探しいただるか、兵庫県行政書士会神戸支部(078-341-1721)等へお問合せ下さい。
14	同じ相談をまたしたいが、できるか?	原則として、1事案につき2回までとなっております。より多くの方にご利用いただけるように、初回の方を優先する場合がありますことをご了承ください。
15	他の相談窓口(区役所や市役所)で既に同じ内容の事を2回相談済です。3回目の相談ですが、申込できますか?	原則として、1事案につき2回までとなっております。より多くの方にご利用いただけるように、初回の方を優先する場合がありますことをご了承ください。
16	相談をすれば必ず解決するか?	行政書士無料相談は、自筆による「遺言書」又は「遺産分割協議書」の作成に関する相談を受け、必要なアドバイスを行う事を趣旨としており必ずしも解決にいたるものではありません。
17	プライバシーは守られるのか。	神戸市と兵庫県行政書士会神戸支部との契約の中で「相談者のプライバシー(個人情報)を守らなければならない」としているため、ご安心ください。なお、行政書士には職務上の守秘義務があります。
18	名前を言いたくない。匿名でも良いか?	仮名でも可能です。